

福崎町柳田國男ふるさと賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福崎町ゆかりの文化勲章受章者、故柳田國男先生の顕彰を図ると共に、子どもたちの地域の歴史、民俗文化に対する興味・関心を高め、郷土に愛着と誇りを持つ子どもの育成を目的とし、‘地域の歴史や文化について優れた研究、調査を行った町立学校児童生徒を表彰するために必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 柳田國男ふるさと賞（以下「ふるさと賞」という。）は、第5条第1項の審査を経て、小学校低中学年の部、小学校高学年の部、中学校の部からそれぞれ1名もしくは1グループを表彰する。

(対象作品)

第3条 ふるさと賞対象の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内学校児童生徒のグループもしくは個人において、在住地域を中心にアンケートや聞き取り調査を実施し、地域の歴史や文化をテーマとして調査、研究、制作したものの。
- (2) 夏の自由研究や年間を通した研究。
- (3) 地域の歴史、民俗文化を対象にグループもしくは個人において調査しまとめたもの。

(展示)

第4条 出品作品は『福崎町柳田國男ふるさと展』として数週間、町内施設において展示する。

(審査)

第5条 審査は展示された前条の対象作品からあらかじめ教育委員会が委嘱した審査員により選考するものとする。

2 審査員は、歴史や文化の専門知識を有する学識経験者で構成する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。